

記者発表資料
2019年1月16日

藤沢記者クラブ各位

「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定に係る審査請求事案（諮問第82号）について、藤沢市情報公開審査会が実施機関に対し答申したので、お知らせいたします。

1 経過

年月日	処理内容等
2018年 7月 2日	行政文書公開請求受付
7月11日	行政文書公開一部承諾決定処分
10月 3日	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
10月10日	実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第82号）
12月17日	答申（答申第82号）

2 請求の内容（決定・答申内容）

公開請求の内容	「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」
公開請求に対する実施機関の決定内容	公開一部承諾決定
審査請求に関する答申内容	<p>【結論】 実施機関が藤沢市情報公開条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当することを理由として、2018年（平成30年）7月11日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は妥当である。</p> <p>【内容】 実施機関は公開請求対象文書のうち、審査請求の対象である情報公開制度についての意見、応募動機等に係る記載（以下単に「意見・応募動機等」という。）は個人に関する情報であり、同条例第6条第1号の非公開情報に当たることから、非公開とした。 この意見・応募動機等には応募者の関心や意見が記載されており、これらは応募者個人の人格と密接に結びつくものであり、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、同条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。 また、実施機関の説明によると、情報公開制度運営審議会は公開の会議であり、当該審議会委員名簿及び議事録（発言者氏名も含めた全文筆記に近いもの）が公開されている、とのことである。応募の選考の結果、応募者5人中4人が現在任期中の当該審議会委員に選出されているとのことであり、意見・応募動機等と公開されている当該審議会委員名簿と議事録を照合した場合、特定の個人が識別され得ることから、同条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。 以上のことから、実施機関の処分は妥当である。</p>

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市 市民自治部 市民相談情報課
担当：平井、菊池
内線：2660
直通：0466(50)3567

